



県章

山形県公報

平成29年2月14日（火）

第2820号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県地域食品認証規則を廃止する規則……………（6次産業推進課）…95

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…96
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 昭和49年3月県告示第272号（山形県地域食品認証基準）の廃止……………（6次産業推進課）…97
- 県道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会2月定例会の招集……………98

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…同

規 則

山形県地域食品認証規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県地域食品認証規則を廃止する規則

山形県地域食品認証規則（昭和49年2月県規則第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の山形県地域食品認証規則第3条第2項の規定による認証を受けている製造事業者については、当該認証並びに同規則第1条、第3条第3項及び第4条の規定は、当該認証に係る同規則第3条第4項の有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

告 示

山形県告示第94号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
トレンディワールド株式会社 千葉県千葉市中央区院内二丁目17番25号	マックスゼミナール東根 東根市中央三丁目15番1号	放課後等デイサービス	平成28.12.27

山形県告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人福寿会	短期入所生活介護事業所福寿草小荷駄町 山形市小荷駄町12番46号	短期入所生活介護	平成28.11.30
株式会社エ・アロールグループ	エ・アロールフライングナース 山形市幸町15番16号	訪問看護	平成29.1.1

山形県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人福寿会	短期入所生活介護事業所福寿草小荷駄町 山形市小荷駄町12番46号	介護予防短期入所生活介護	平成28.11.30
株式会社エ・アロールグループ	エ・アロールフライングナース 山形市幸町15番16号	介護予防訪問看護	平成29.1.1

山形県告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社いぶき介護センター	居宅介護支援事業所いぶき 新庄市大字松本393番地の9	居 宅 介 護 支 援	平成29. 2. 3

山形県告示第98号

昭和49年3月県告示第272号（山形県地域食品認証基準）は、廃止する。ただし、山形県地域食品認証規則を廃止する規則（平成29年2月県規則第5号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による廃止前の山形県地域食品認証規則（昭和49年2月県規則第2号）第3条第2項の規定による認証を受けている製造事業者については、この告示による廃止前の昭和49年3月告示第272号（山形県地域食品認証基準）は、なおその効力を有する。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年2月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 3 供用開始の区間 鶴岡市小国字川前10番1から
同 8番3まで
- 4 供用開始の期日 平成29年2月15日

山形県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
村山都市計画区域、東根都市計画区域、尾花沢都市計画区域及び大石田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
(1) 期 間 平成29年2月14日から同月28日まで
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに村山市役所、東根市役所、尾花沢市役所及び大石田町役場
- 4 その他
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第101号

次の開発行為は、完了した。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年8月4日 指令置総建第31号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡川西町大字上小松字天神東978番1、978番2、979番1、979番2、979番3、979番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡川西町大字上小松978番地1 山形おきたま農業協同組合

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。
平成29年2月14日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 涉

- 1 招集の日時 平成29年2月16日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題
 - (1) 山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定について
 - (2) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の制定について
 - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
 - (4) 山形県文化財保護審議会臨時委員の任命について

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 土木施工管理・測量計CADシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成29年1月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 26,460,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成28年12月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年1月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年2月14日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関21箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
米 沢 工 業 高 等 学 校	平成29年1月16日	広谷委員	会田委員
米 沢 商 業 高 等 学 校	平成29年1月16日	広谷委員	会田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場	平成29年1月16日	広谷委員	会田委員
荒 砥 高 等 学 校	平成29年1月16日	森田委員	加藤委員
山 形 盲 学 校	平成29年1月16日	森田委員	加藤委員
ゆ き わ り 養 護 学 校	平成29年1月16日	森田委員	加藤委員
東 桜 学 館 中 学 校	平成29年1月19日	広谷委員	会田委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	平成29年1月19日	広谷委員	会田委員
山 形 空 港 事 務 所	平成29年1月19日	広谷委員	会田委員
谷 地 高 等 学 校	平成29年1月19日	広谷委員	会田委員
寒 河 江 警 察 署	平成29年1月19日	広谷委員	会田委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	平成29年1月19日	森田委員	加藤委員
長 井 高 等 学 校	平成29年1月19日	森田委員	加藤委員
長 井 警 察 署	平成29年1月19日	森田委員	加藤委員
高 畠 高 等 学 校	平成29年1月20日	広谷委員	会田委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成29年1月20日	広谷委員	会田委員
置 賜 教 育 事 務 所	平成29年1月20日	広谷委員	会田委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	平成29年1月20日	森田委員	加藤委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	平成29年1月20日	森田委員	加藤委員
村 山 警 察 署	平成29年1月20日	森田委員	加藤委員
村 山 産 業 高 等 学 校	平成29年1月20日	森田委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 東桜学館高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 78件

ロ 置賜農業高等学校

(イ) 公金等の管理事務が適正に処理されていないものがある。

(内容)

学校徴収金等について、生徒に返金すべき徴収金及び業者に支払うべき代金が適正に処理されていないもの 1件

平成28年3月卒業生（平成25年度入学生）に係る学校徴収金等 732,273円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 公金等の管理が適切でないものがある。(山形空港事務所)

ロ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(東桜学館高等学校)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(置賜農業高等学校、山形空港事務所、山形盲学校)

(ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(米沢工業高等学校、村山産業高等学校)

(ニ) 期末手当等の諸手当について、期間率の算定を誤ったこと等により追給又は返納を要する5万円以上のものがある。(山形盲学校)

ハ 契約

(イ) 物品の購入について、一括発注し競争入札に付すべきところ、正当な理由がないままに1件160万円以下に分割し随意契約により発注しているもの等がある。(東桜学館高等学校)

ニ 財産

(イ) 総務部長の承認を受けずに、物品の貸付け等を行っているものがある。(長井高等学校)